## 不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項 措置の内容
登美丘高等学校	定期健康診断の受診に係る管内出張について、職員が誤って職務専念義務免除申請としてシステム登録を行い、決裁権者が誤って承認していた。そのため、管内出張に係る旅費も未払となっていた。				所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられ認した職務専念義務の免除につ
	職員 A	出張先大阪市中央区	出張日 令和3年9月 <b>24</b> 日	未払旅費額 900円	【府立学校職員健康診断実施要項】 8 健康診断受診に伴う服務の取扱い 〇健康診断受診に伴う服務の取扱いについては、次のとおりとする。 ただし、この取扱いは指定健診機関に指示された医療機関を受診す
					る場合に限る。 健康診断の種類 検査項目等 服務の取扱い 再発防止策として、全職員 定期健康 一次 ○結核検査、医師の診察、尿 出張 対し健康診断に係る申請につ
					診断   検査、血圧測定、身長・体 *指定健診機関
				** (***) 字恢左日日 (苯异、合和 左 日 日 東敦日、合和 5 左 1 日 9 0 日 )	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年1月20日)